

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方は、 介護保険料が減免される場合があります。

いずれかに該当すると以下のとおり介護保険料が減免されます。

- 1 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第一号被保険者 ⇒ 保険料を全額免除
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第一号被保険者 ⇒ 保険料の一部を減額

○ 保険料の一部を減額となる要件

世帯の主たる生計維持者について、以下の2点を満たす被保険者

- ① 給与、事業、不動産、山林の収入のうち、いずれかの収入の令和4年中の収入見込みが令和3年に比べ、30%以上減少する見込みであること
- ② 減少が見込まれる事業収入等の収入以外の令和3年所得の合計額が400万円以下であること

※ ①の収入からは国・府からの給付金(持続化給付金等)を除きます

※ ①の収入に係る令和3年中の所得が0円以下の場合、本減免は適用されません

○ 保険料の減免額

減免対象保険料額 $(A \times B / C)$ に減免割合 (d) をかけた金額

- ・ 減免対象保険料額 $(A \times B / C)$

A : 対象者の保険料額 (令和4年4月から令和5年3月に納期限のある保険料)

B : 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年(令和3年)の所得額

C : 主たる生計維持者の前年(令和3年)の合計所得金額

- ・ 減免割合 (d)

主たる生計維持者の前年(令和3年)の合計所得金額が、

210万円以下であるとき : 10分の10

210万円を超えるとき : 10分の8

- 保険料の減免には、申請が必要です。(できる限り郵送による手続きをご利用ください)
- 減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、ホームページををご覧ください。か、お電話にてお問合せください。